

# 入院負担金（療養病棟）

## 65歳以上 医療区分 1 該当の方

令和 7 年 4 月 1 日

区 分		食事療養標準負担額	居住費 (1日あたり)	65歳以上70歳未満 入院一部負担金	高齢者入院一部負担金	
上位所得者 (65歳以上70歳未満)	現役並み所得者Ⅲ (70歳以上)	510円/食 ×30日=45,900円	370円/日 ×30日=11,100円	252,600円 +(医療費-842,000円)×1%【140,100円】		
	現役並み所得者Ⅱ (70歳以上)			167,400円 +(医療費-558,000円)×1%【93,000円】		
一般 (65歳以上70歳未満)	現役並み所得者Ⅰ (70歳以上)			80,100円 +(医療費-267,000円)×1%【44,400円】		
一 般 (1割・2割)				(57,600円上限) 【44,400円】		
低所得者Ⅱ(住民税非課税世帯)		240円/食 ×30日=21,600円	0円	(35,400円上限) 【24,600円】	1割 (24,600円上限)	
低所得者Ⅰ(住民税非課税世帯) (70歳以上)		140円/食 ×30日=12,600円		/	1割 (15,000円上限)	
低所得者Ⅰ (住民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者)(70歳以上)		110円/食 ×30日=9,900円				
障害(1,2級)医療証受給者		上 記 各 金 額		一 般 500円/日 (月20日限度) 住民税非課税世帯 300円/日 (月20日限度) * 各市町村により内容が異なります		

※おむつ/1枚単価

昼パット35円, 夜パット44円	パンツ (M)105円	あて楽 (S)108円	あて楽(M~L)141円	私物洗濯料(希望者)1Kg400円/月 (7,700円上限)
Rパット 20円	パンツ (L)116円	あて楽 (M)134円	あて楽(L)145円	散髪代(希望者) 1,800円/回

※ 私物洗濯、散髪については、各病棟師長にお問い合わせ下さい。

(内税)

※ 【 】内の金額は、多数該当(過去12ヶ月に3回以上高額療養費の支給を受け4回目以降の支給に該当)の場合

※ 厚生労働省の改定により変更がありますので、掲示等にてご確認お願いいたします。

※私物洗濯、散髪については、各病棟師長にお問い合わせ下さい。

**入院負担金（療養病棟）**  
**65歳以上 医療区分2・3該当の方**

令和7年4月1日

区 分		食事療養標準負担額	居住費 (1日あたり)	65歳以上70歳未満 入院一部負担金	高齢者入院一部負担金
上位所得者 (65歳以上70歳未満)	現役並み所得者Ⅲ (70歳以上)	510円/食 ×30日=45,900円	370円/日 ×30日11,100円	252,600円 +(医療費-842,000円)×1%【140,100円】	
	現役並み所得者Ⅱ (70歳以上)			167,400円 +(医療費-558,000円)×1%【93,000円】	
一般 (65歳以上70歳未満)	現役並み所得者Ⅰ (70歳以上)			80,100円 +(医療費-267,000円)×1%【44,400円】	
一定以上所得のある方				(57,600円上限) 【44,400円】	
一 般					
低所得者Ⅱ(住民税非課税世帯)	過去1年の入院期間が90日以下	240円/食 ×30日=21,600円	0円	(35,400円上限) 【24,600円】	1割 (24,600円上限)
	過去1年の入院期間が90日超え	190円/食 ×30日=17,100円			
低所得者Ⅰ(住民税非課税世帯)		110円/食 ×30日=9,900円		0円	1割 (15,000円上限)
低所得者Ⅰ(住民税非課税世帯で老齢福祉年金受給権者)					
障害(1,2級)医療証受給者		上 記 各 金 額		一 般 500円/日(月20日限度) 住民税非課税世帯 300円/日(月20日限度) *各市町村により内容が異なります	

※おむつ/1枚単価

昼パット 35円, 夜パット 44円	パンツ (M)105円	あて楽 (S)108円	あて楽(M~L)141円	私物洗濯料(希望者)1Kg400円/月(7,700円上限)
Rパット 20円	パンツ (L)116円	あて楽 (M)134円	あて楽(L)145円	散髪代(希望者) 1,800円/回

※ 私物洗濯、散髪については、各病棟師長にお問い合わせ下さい。

(内税)

※ 【 】内の金額は、多数該当(過去12ヶ月に3回以上高額療養費の支給を受け4回目以降の支給に該当)の場合

※ 厚生労働省の改定により変更がありますので、掲示等にてご確認をお願いいたします。

## 一 般 ・ 入 院 負 担 金 ( 療 養 病 棟 ) 65歳未満

令和 7 年 4 月 1 日

区 分		食事療養標準負担額	入院一部負担金
一 定 以 上 所 得 者		510円/食 × 30日 = 45,900円	252,600円 + (医療費-842,000円) × 1% 【140,100円】
			167,400円 + (医療費-558,000円) × 1% 【93,000円】
一 般		510円/食 × 30日 = 45,900円	80,100円 + (医療費-267,000円) × 1% 【44,400円】
			(57,600円上限) 【44,400円】
低所得者(住税非課税世帯)	過去1年の入院期間が90日以下	240円/食 × 30日 = 21,600円	(35,400円上限) 【24,600円】
	過去1年の入院期間が90日超え	190円/食 × 30日 = 17,100円	
障害(1,2級)医療証受給者		上 記 各 金 額	一 般 500円/日(月20日限度) 住民税非課税世帯 300円/日(月20日限度) * 各市町村により内容が異なります

※おむつ/1枚単価

昼パット 35円, 夜パット 43円	パンツ (M) 105円	あて楽 (S) 108円	あて楽(M~L) 141円
Rパット 20円	パンツ (L) 116円	あて楽 (M) 134円	あて楽(L) 145円

(内税)

※私物洗濯、散髪については、各病棟師長にお問い合わせ下さい。      ・私物洗濯料(希望者) 1Kg400円      ・散髪代(希望者) 1,800円/回

※【    】内の金額は、多数該当(過去12ヶ月に3回以上高額療養費の支給を受け4回目以降の支給に該当)の場合

※ 厚生労働省の改定により変更がありますので、掲示等にてご確認お願いいたします。